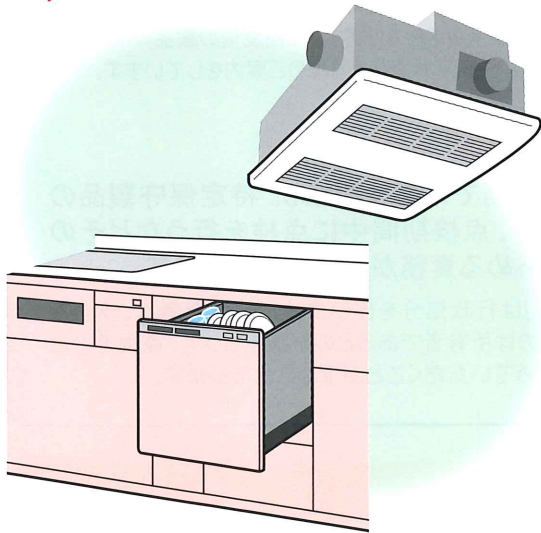


## 安全に長くご愛用いただく為に お客様のご登録、機器の点検が

※詳しくは裏面Q&A(制度・登録編)をご覧ください。

# 必要です!

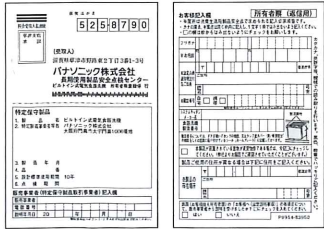
### ＼ご存知でしたか?法定点検／



- 1 ご購入ののちメーカーに登録をしていただきます。  
 2009年4月以降にご購入の方が、この制度の対象となります。  
 ビルトイン食器洗い乾燥機やバス換気乾燥機のご購入時、登録  
 がお済みでない方は、登録を行ってください。
- 2 点検時期\*が近づいたらメーカーから通知が届きます。  
 点検をご依頼ください。
- 3 製品の点検を受けます。(有償)  
 ※ご購入から約10年後が目安です。  
 ※詳しくは裏面Q&A(制度・登録編)をご覧ください。



### 対象製品のご購入から点検までのご案内



※イメージ



制度・登録

点検

Q どうしてこんな制度ができたの?

A 製品を安全に長くご愛用いただくためです。  
消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故のおそれが高いものについて、事故防止のため、消費者による点検その他の保守を適切に支援する制度です。  
浴室用電気乾燥機、ビルトイン式電気食器洗機、屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがま、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機が対象商品です。

Q まずはどうすればいいの?

A ご登録をお願いします。  
●対象製品の所有者は、法律上、次の責務を負います。  
(1)所有者票の返送などの方法により、特定製造事業者等(メーカー)に所有者情報を提供すること  
(2)点検期間に点検を受けるなど、対象製品の保守に努めること

Q 販売店や工務店に連絡してもいいの?

A ご連絡いただければ登録のお手伝いをします。  
●法律上(1)お客様への引渡し時の説明義務、(2)所有者情報の、提供の協力責務を負います。  
具体的には、製品に同梱されている所有者票をお客様に示して、その記載内容をご説明するとともに、所有者票の送付を代行するなどの協力を行うことが求められます。

Q いつ点検が必要?費用は?

A 点検期間は製造年月から8.5~11.5年の3年間です。点検費用は、お客様負担となります。  
更に、点検後、整備(修理)が必要とされた場合、その部品代、技術料、出張料等が別途発生します。また、部品の保有年数を超過した場合、整備用部品がないことにより、整備(修理)ができない場合があります。

Q 設計寿命はどう決めているの?

A 製品には標準使用条件に基づき、「設計標準使用期間」が定められています。  
●ビルトイン式電気食器洗機と浴室用電気乾燥機はともに10年です。法改正以降(2009年4月以降製造輸入分)の製品には、「特定保守製品」の表示がされています。法制度前の製品には表示がありませんが、法制度対象品と同様のご案内をしています。

Q 点検は義務なの?

A 点検は義務ではありません。特定保守製品の所有者は、点検期間中に点検を行うなどその保守に努める責務が課せられています。  
(※「責務」は行政処分を伴いません。)所有者は、安全を確保するのは所有者であるとの意識をもって、点検その他の保守に努めていただくことが求められています。

製品本体等の表示をご確認ください

製造年月、点検期間、問い合わせ先が表示されています。\*長期使用製品安全点検制度施行以降の対象商品。

●ビルトイン食器洗い乾燥機の場合

本体庫内操作部横(K7シリーズはタンク側面)をご確認ください。



●品番 NP-\*\*\*シリーズ  
●特定製造事業者等名 パナソニック株式会社  
大阪府門真市大字門真1006番地  
●設計標準使用期間 10年  
●製造年月 20\*\*年\*\*月  
●点検期間 20\*\*年\*\*月~20\*\*年\*\*月  
●問い合わせ先 0120-841-344

●製造年月 20\*\*年\*\*月  
●点検期間 20\*\*年\*\*月~20\*\*年\*\*月

●バス換気乾燥機の場合 本体ルーバー部とリモコンをご確認ください。



(例)本体添付シール

【特定保守製品】【特定製造事業者等名】パナソニック エコシステムズ株式会社 【問い合わせ先】 パナソニック株式会社 愛知県春日井市鷹來町字下仲田4017番 長期使用製品安全点検センター 0120-841-344

品番・製造年月・点検期間記載位置

こちらで登録・点検に関するお問い合わせを受付けています

パナソニック株式会社 長期使用製品安全点検センター

ホームページ <https://panasonic.co.jp/chouki/>

フリーダイヤル 0120-841-344

※携帯・自動車電話・PHSからもご利用になります。  
受付:9時~17時(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

予期せぬ障害などでお客様のお電話が途中切断してしまった時に、折り返しかけ直しをさせていただくために、発信者番号通知をお願いしております。お電話いただく際、はじめに186をダイヤルして186-0120-841-344のように発信電話番号通知のご協力をお願いいたします。



<https://www.jema-net.or.jp>



悪徳商法にご注意

点検の実施は、製品の所有者の判断に委ねられるもので、メーカーから強要することはありません。不意に訪れて「点検する」という業者には、十分な警戒が必要です。また、特定製造事業者等には、点検の前に点検料金の目安について情報提供することが義務付けられています。点検料金について必ず事前にご確認ください。